



ぐるべー



市立学校の令和5年度の教育活動が始まりました

小平市の教育が目指す人間像「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の実現に向け、全教育活動を通して、授業改善を促進し、個別最適な学びと協働的な学び、体験活動を充実させます。

また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を廃止し、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に準じて、感染症対策を行うこととなりました。今後も、感染症対策を図りつつ、教育活動の充実に向けて取り組めます。



消防写生会(一小)



日光・尾瀬移動教室(二小)



車いすバスケット体験(九小)



グリーンピースさやむき(十五小)



運動会(四中)



給食(上水中)

6月は「ふれあい(いじめ防止強化)月間」です

6月は東京都教育委員会が定めた「ふれあい(いじめ防止強化)月間」です。

いじめや自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の未然防止に取り組むとともに、各学校が効果検証を行い、未然防止や早期発見・早期対応につながる具体的な取組を共有・実践し、取組の充実を図ります。

■学校における取組(例)

【未然防止のために】

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめについて考える学級活動の実施
- ・いじめ防止標語の作成
- ・生徒会による「いじめ防止宣言」「いじめゼロサミット」の実施
- ・インターネットのモラル・マナーに係る学習、弁護士によるいじめ防止授業の実施

【早期発見のために】

- ・いじめアンケートの実施
- ・SOSの出し方に関する授業の実施
- ・面談の実施
- ・スクールカウンセラーとの全員面接(小5・中1)

【早期対応のために】

- ・学校いじめ対策委員会の開催
- ・児童・生徒、保護者の方との面談
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリング

■小平市における取組

【小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置】

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成し、相互の連携推進に関する協議や連絡調整を図っています。

【小平市教育委員会いじめ問題対策委員会、小平市いじめ問題調査委員会の設置】

いじめ防止に向けた対策等の審議や重大事態の事実の解明、事案への対処、同種の事案の再発防止を目的とした調査を行います。

お子さんのことで心配なことがありましたら、学校や小平市教育相談室(☎042-343-9411)にご相談ください。
(指導課)

市立学校における新型コロナウイルス感染症による出席停止基準の変更について

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴い、市立学校における出席停止基準を変更しました。

有症状の場合には、発症日を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間が出席停止となります。無症状の場合には、検体採取日を0日目として、5日を経過するまでとなります。

そのほか、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がおり感染に対する不安がある場合、あるいは医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合には出席停止となる可能性がありますので、学校にご相談ください。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に登校せず、ご家庭で休息をとり、回復に努めていただきますようお願いいたします。

【状況ごとの出席停止・欠席等の取り扱いについて】

状況	5月8日以降の取り扱い
児童・生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	出席停止
同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	登校可
同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がおり、感染に対する不安がある場合	出席停止と認められる可能性あり
医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合	出席停止と認められる可能性あり
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合	欠席

第二次小平市教育振興基本計画を策定

現在、社会の潮流や教育を取り巻く環境は、変化を続けています。新たな教育課題に対応し、更なる教育の振興を図るための新たなビジョンが必要です。このたび、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画として、第二次小平市教育振興基本計画を策定しました(計画期間:令和5年度から令和14年度まで)。

計画で定めた目指す人間像「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の実現に向け、12の基本的な施策に基づき、学校、家庭、地域など教育に携わる方と連携を図り、取り組めます。

計画書は、市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所で閲覧できます。また、小平市ホームページでもご覧になれます。

なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、一部350円で販売もしています。
(教育総務課)



教育委員会教育長就任

このたび、小平市議会の同意をいただき、市長より小平市教育委員会教育長を拝命いたしました青木由美子です。

私は、平成30年度から令和3年度までの4年間、小平市立小平第五中学校の校長として勤めておりました。これまで東久留米市、保谷市(現西東京市)、練馬区立の中学校の教員として、国分寺市、武蔵村山市、小平市立の小・中学校の管理職として勤務するとともに、東京都や東村山市の教育行政にも携わりながら、37年間の教員生活を終え、昨年3月に定年退職をいたしました。昨年度は、大学に勤務し、教職を目指す学生に特別活動の指導法などを指導する機会をいただきました。

今後は、これまでの経験を生かし、小平市の教育が目指す、「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の育成を目指して、児童・生徒一人ひとりが、そして市民一人ひとりが、その実現を果たすことができるよう努めてまいります。そのために、学校、家庭、地域、教育委員会が同じ方向を向いて、安心安全な教育環境を構築し、小平市の教育が充実・発展していけるよう努めてまいります。そして、小平市の子どもたちや市民がそれぞれ、自尊感情や自己肯定感を高め、自分を大切に、他を大切にしながら豊かな人間関係を構築するとともに、自己実現を果たせるよう努めてまいります。何卒よろしくご挨拶申し上げます。

